



全社協・地域福祉部 News File No.37

令和2年8月25日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

被災地支援・災害VC

- 令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報

未来の豊かな“つながり”アクション

- おもいやりの架け橋大作戦～子どもの居場所事業を通じた支え合い活動～
(千葉県・八千代市社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」動画配信サイトの開設

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業のQ&A（第2版）と会計処理について」

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第180回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年8月19日）
- 金融庁「金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の公表」（令和2年8月5日）

情報提供・ご案内

- 全社協 新刊図書「地域福祉ガバナンスをつくる」のご案内
- 全国経営協「『社会福祉 HERO'S TOKYO 2020』プレゼンター募集」
- 中央共同募金会「令和2年度（第74回）赤い羽根共同募金運動 今年度もポスターモデルは桜井日奈子さん」

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

被災地支援・災害VC

令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報

九州ブロック各県・指定都市社協は、熊本県社協からの要請を受けて、熊本県社協に継続して応援職員を派遣し、主に県社協内において災害ボランティア活動の支援を行っています。

こうした状況を踏まえ、全社協では、8月4日、令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティアセンターの状況と今後の対応の共有を図るため、「災害対応ブロック幹事県・市社協会議」を開催し、令和2年7月豪雨災害の支援状況の情報共有と今後について協議を行いました。

会議では、九州ブロックの幹事県からの要請を受け、8月15日～31日の期間、中国、四国ブロックから各2名ずつ熊本県へ応援職員を派遣することを決定しました。現在、中国、四国ブロックから熊本県へ応援職員を派遣し、災害VCにおいて、オリエンテーション、マッチング、グルーピング、現地ニーズ調査、活動報告等の役割を担っています。

また、全社協では、8月14日～18日まで、全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター職員2名を熊本県に派遣し、熊本県社協と連携して被災地の災害ボランティア活動の情報を共有するとともに、今後の支援について調整を行いました。

あわせて、全社協では、JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）、支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）と連携して、被災地支援の情報を共有しています。

全社協 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センターでは、下記のホームページで被災地支援、災害ボランティア等の情報を随時更新してまいります。

全社協 被災地支援 災害ボランティア情報
<https://www.saigaivc.com/>

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

おもいやりの架け橋大作戦～子どもの居場所事業を通じた支え合い活動～

(千葉県・八千代市社会福祉協議会)

八千代市社会福祉協議会では、住民主体で夕食の提供や学習支援等を行う子どもの居場所事業「ふらっとホーム」を3年前から月1回、支会の福祉委員を中心に、地域の学生や農家、地元企業などの協力を得て運営しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月より活動自粛となった中、自分たちに何が出来るかを福祉委員で考え、「ふらっとホームや緑が丘のある7つの学童保育、ひとり親家庭の子どもたちに食料を届け、ご父兄の負担を軽減し、子どもの安否確認をしたい」との思いから訪問活動を開始しました。

福祉委員が地元の企業（株式会社石井食品八千代工場やパチンコ店のマルハン八千代緑が丘店）に足を運び、活動の趣旨を説明したところ、レトルト食品やお菓子の寄付をいただくことができました。また、取り組みに共感いただいた地域住民からは、お米や食材を提供していただきました。個人宅訪問の際は直接会わずに、LINEや電話で連絡を取り安否確認をし、マスク着用・スプレー消毒・手洗いの徹底をして福祉委員が玄関先に食材を届けています。

電話や訪問では、想像以上に子どもたちの元気な様子が確認できました。遠目ではありませんが、子どもたちの笑顔を見たり声を聞くことで福祉委員も元気をもらいました。



協力者からは「初めは地元企業にお願いの挨拶回りを行っていましたが、今では企業側から支援物資の連絡が入るようになりました」（福祉委員）、「保護者の皆様に、ほんの数日分ですが、食卓の一品を手抜きし、日常生活に余裕を持っていただけたら」（石井食品）、「パチンコ店及びパチンコ店利用者への批判が上がる中、温かい気持ちを届けられる」（パチンコ店従業員）とのお言葉をいただきました。

今後は、公民館や住民の協力をいただき「フードパントリー」を開設したいと思っています。そして、ひとり親や生活困窮者等、支援の必要な方々に対し、肩肘張らず可能な範囲で手を差し伸べていければと考えています。

未来の豊かなつながりアクション | 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉推進委員会「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」動画配信サイトの開設

全社協地域福祉推進委員会では、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正内容の理解を深めるとともに、市区町村社協経営指針の改定や『全社協福祉ビジョン 2020』等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症状況下における今後の社協事業の展開について社協間で共有を図るため、ウェビナーを開催します。

この度、社会福祉法等の改正内容や市区町村社協経営指針の改定内容等を解説する動画配信サイトが完成しましたので、ご案内いたします。

地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー

(1) 動画配信 (<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/index.html>)

	時 間	主な内容
①	5分	挨拶 全社協地域福祉推進委員会企画小委員会委員長 越智 和子
②	30分	特別講義『全社協福祉ビジョン 2020』を踏まえた今後の社協事業の展開 全社協副会長 古都 賢一
③	40分	行政説明「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正内容と社協への期待」 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官 玉置 隼人
④	40分	事業説明①「市区町村社協経営指針の改定等を踏まえた社協事業の展開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑤	15分	事業説明②「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域福祉活動の再開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑥	15分	事業説明③「不祥事の発生・再発防止の徹底」 全社協地域福祉部副部長 水谷 詩帆

※ 動画配信サイトは少なくとも年内まで視聴することができます。

(2) 都道府県・指定都市社協間でのオンライン意見交換

動画配信の内容等を踏まえ、今後の社協事業の展開について都道府県・指定都市社協間でのオンライン意見交換を行います。

【日 時】令和2年9月4日(金) 13時30分～15時30分(120分)

【実施方法】zoom ミーティングを使用したオンライン意見交換

【参加者】都道府県・指定都市社協地域福祉担当部・課の役職員 (各社協 1 アカウント)

【プログラム】

時 間	主な内容
13:30～13:35 (5分)	挨拶 全社協地域福祉部長 高橋 良太
13:35～15:15 (100分)	グループ討議「地域共生社会の実現に向けた今後の社協事業の展開」 (3グループ程度) 〔進行〕全社協地域福祉部
15:15～15:30 (15分)	全体報告・まとめ 全社協地域福祉部

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 全社協地域福祉部研修動画サイト

<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/index.html>

※ 「ID : webinar2020」「PASS : zchiiki4655」を入力すると視聴することができます。

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業のQ&A（第2版）と会計処理について」

令和2年7月28日付で、厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ&A（第2版）」を示しました。

この中では、介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業についても新たなQ&Aが追加されており、主な内容は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ&A（第2版）【慰労金】

※ 全社協地域福祉部整理

<対象者の範囲>

- 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれる。【問 106】
- 地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを外部に委託する場合においても、地域包括支援センターは、初回の介護予防ケアマネジメントを行うほか、継続して関与することとなっており、これらの業務を通じて、利用者との接触を伴うセンター職員については、対象として差し支えない。【問 112】
- 訪問介護事業所の事務員やサービスを提供していないヘルパー等についても感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象。【問 113】
- 介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えない。【問 126】

また、慰労金の支給にあたっての各社協における会計処理について、全社協地域福祉部より厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に確認したところ、法人の収支を通さずに、慰労金を「預り金」（勘定科目『大区分：流動負債－中区分：預り金』）処理にて受け入れて、職員に支給する処理が適切であるとされました。

なお、この慰労金については、「非課税所得」に該当し、受給権の譲渡・担保・差し押さえが禁止されています。

厚生労働省 「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

制度・施策等の動向

厚生労働省「第 182 回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和 2 年 8 月 19 日）

令和 2 年 8 月 19 日、「第 182 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、前回に引き続き、関係団体へのヒアリングが行われるとともに、令和 3 年度介護報酬改定に向けて、介護サービス毎の論点の一巡目の検討が行われました。

今回は、①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥居宅介護支援・介護予防支援の論点が示されました。

令和 3 年度介護報酬改定に向けた論点（令和 2 年 8 月 19 日）

※ 全社協地域福祉部整理

① 訪問介護

- 訪問介護は、有効求人倍率が高い・人手不足感が強い状況にあることを踏まえ、
 - ① 訪問介護員等の処遇改善に向けた取組をより一層推進する観点
 - ② 対面以外の手段をできる限り活用することも含め、業務の効率化を図る観点
 - ③ 利用者の自立支援・重度化防止をより一層推進する観点
 - ④ 通所系をはじめとした関係サービスとの連携を強化しながら訪問サービスの供給量増に取り組む観点
 - ⑤ 感染症への対応を強化する観点から、どのような方策が考えられるか。
- 通院等乗降介助について、病院間の移送や通所・短期入所サービス事業所から直接病院等に行った場合が対象外となっていることについて、利用者の利便の観点から、どう考えるか。

② 訪問入浴介護

- 訪問入浴介護は、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスとして、重度の要介護者の利用が多いサービス形態であることや介護事業経営概況調査の結果を踏まえ、どう考えるか。

③ 訪問看護

- 今後高齢化が進展し医療ニーズを有する高齢者が増加することが想定される中、中重度、医療ニーズに対応するサービスとしての機能を発揮し、質の高いサービスを安定的に提供するためにどのような方策が考えられるか。
- また、効率的にサービスを提供するため、ICT の活用を含む業務負担軽減に向け、どのような方策が考えられるか。

④ 訪問リハビリテーション

- 今後高齢化が進展し医療ニーズを有する高齢者が増加していくことが想定される中、医療ニーズを有する要介護者の生活を支えるサービスとして、訪問リハビリテーションサービスが必要な者に必要なサービスを効果的に提供できるようしていくことが求められるが、医師の関与や自立支援の取組の更なる促進、通所リハビリテーションや総合事業との役割分担等についてどのように考えるか。
- リハビリテーションと機能訓練との連携や移行をより効果的・効率的に行うため、その基礎となる計画書等の整合や在り方についてどのように考えるか。

⑤ 居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導について、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供していくためにどのような方策が考えられるか。
- 医師によるケアマネジャーに対する情報提供は、ケアプラン策定において重要な役割を果たしているが、要介護認定の有効期間の見直し等により、主治医意見書の情報をケアプラン策定において活用する機会が減少していることが考えられる。

このような中で、医師の居宅療養管理指導について、日常生活における地域の社会資源の活用等も含めた包括的なサービス提供や、自立支援・重度化防止に資する介護を推進する観点から、情報提供の様式例を含めどのような方策が考えられるか。

- 歯科衛生士等の居宅療養管理指導は、口腔衛生と口腔機能の实地指導を目的とするものであるが、今後更に質の高いこれらの取組が実施されるよう、様式例を含め、どのような方策が考えられるか。
- さらに、令和2年診療報酬改定では、「在宅患者訪問薬剤管理指導料在宅患者オンライン服薬指導料」の新設、「在宅患者訪問栄養食事指導料」の見直し等が行われたことを踏まえ、医療保険と介護保険との整合性の観点から、どのように考えるか。

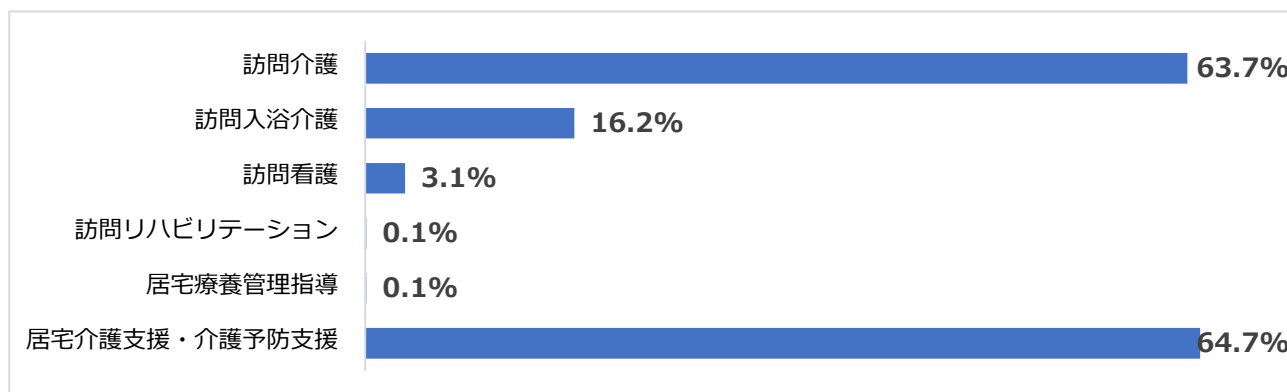
⑥ 居宅介護支援・介護予防支援

- ケアマネジメントが国民の間に普及・浸透してきている状況もある中で、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）には、医療と介護の連携や地域における多様な資源の活用等の役割をより一層果たすことも期待されている。また、介護予防支援（地域包括支援センター）についても、機能や体制の強化を図ることが求められている。これらを踏まえ、
 - 医療をはじめ、多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメントを図る観点
 - 医療や介護に加え、インフォーマルサービスも含めた多様な生活支援が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成を推進する観点
 - 公正中立なケアマネジメントの確保、ケアマネジメントの質の向上の観点
 - 質の高いケアマネジャーの安定的な確保、ケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備を図る観点
 - 地域包括支援センターについて、機能や体制の強化を図る観点
 - 業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点
 から、どのような方策が考えられるか。

今後、地域福祉推進委員会「市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」では、令和3年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会の議論を注視しつつ、市区町村社協アンケートの実施結果等を踏まえ、社協らしい介護サービス提供に向けた要望活動を行うこととしています。

厚生労働省 第182回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13021.html

【参考】平成30年社協における介護保険サービスの実施率 (N=1,512社協)



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

金融庁「金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の公表」（令和2年8月5日）

令和2年8月5日、金融庁は、金融審議会「市場ワーキング・グループ」（座長：神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科 教授）において令和元年10月より、計7回にわたり、顧客本位の業務運営と超高齢社会における金融業務のあり方について検討・審議した結果をとりまとめた「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－」を公表しました。

報告書では、「超高齢社会における金融業務のあり方」の中で、「認知判断能力や身体機能が低下した高齢顧客に対する対応」として、①金融取引の代理等のあり方、②金融機関と福祉関係機関等との連携強化、③金融業界における好事例の集約・還元と指針策定等が挙げられています。

「金融取引の代理等のあり方」については、各金融機関がより顧客に寄り添った対応を行いやすくなるよう、顧客の財産保護や金融機関のリスク等にも留意しつつ、認知判断能力が低下した顧客本人、本人の家族や**社会福祉協議会**等の職員などの者、また任意後見人や保佐人・補助人を指定した後の顧客本人による金融取引について、業界団体における指針の策定が期待されていることとしています。

また、「金融機関と福祉関係機関等との連携強化」については、既に、一部の金融機関では、医療福祉関係者との相互研修や、**社会福祉協議会**や地域包括支援センター、地域連携ネットワークの中核機関などの福祉関係機関との連携、高齢者を支える地域のネットワークへの参加等が行われていることに触れ、その上で、金融業界全体として、金融機関は地域社会の主要な構成員との視点から、関係機関と協力しながら認知判断能力の低下した顧客を支援していくことが期待されていることとしています。

金融庁 金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の公表について
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805.html

情報提供・ご案内

全社協 新刊図書「地域福祉ガバナンスをつくる」のご案内

全社協出版部では、2年間にわたる『月刊福祉』の連載「地域福祉ガバナンスをつくる」を大幅に再編し、令和2年6月の改正社会福祉法にも対応した新刊図書『地域福祉ガバナンスをつくる』を刊行しました。

多様化・複雑化・深刻化する地域の福祉課題・生活課題への対応に求められる「地域福祉ガバナンス」の考え方や具体的な展開過程をまとめた、**社会福祉協議会**の職員をはじめとする地域福祉関係者必読の一冊です。



【編 者】原田正樹・藤井博志・渋谷篤男
 【体 裁】B5判/197頁 ISBN 978-4-7935-1346-6
 【発行年月】2020年7月
 【価 格】1,540円（本体：1,400円）

「地域福祉ガバナンスをつくる」の目次

- 第Ⅰ章 地域共生社会と地域福祉ガバナンス
 - 1. 地域福祉ガバナンス
 - 2. 地域ガバナンスの視点
 - 3. 地域福祉ガバナンスと共同運営
- 第Ⅱ章 住民自治と地域福祉ガバナンス
 - 1. 住民主体の今日的意義
 - 2. 「単身化社会」のもとで福祉的な住民自治をつくる
 - 3. 地域福祉におけるボランティア活動の存在
 - 4. NPOが地域福祉ガバナンスに参画する意味
 - 5. 地縁組織、地縁型組織（地域福祉推進基礎組織）
- 第Ⅲ章 地域福祉ガバナンスの方法
 - 1. 地域福祉の協議体の意義とそのあり方
 - 2. 地域づくりにおける社会福祉法人・施設の参画
 - 3. 社会福祉協議会と地域福祉ガバナンス
- 第Ⅳ章 地域福祉ガバナンスの展開
 - 1. 災害・復興における被災者支援
 - 2. 多文化共生と地域福祉ガバナンス
 - 3. 子育て世代と地域福祉ガバナンス
 - 4. 地域共生社会をつくる地域福祉実践と地域福祉教育
- 第Ⅴ章 包括的支援体制と地域福祉ガバナンス
 - 1. 包括的支援体制の構築と地域福祉ガバナンス
 - 2. 多様化・複雑化した地域生活課題と多機関協働の必要性
 - 3. 漏れなく対応する仕組みづくり
 - 4. 多職種連携時代の専門職と住民による協働の意義
 - 5. 新しい地域福祉計画と重層的支援体制整備事業
 - 6. 地域福祉ガバナンスと財源

参考資料 社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋

福祉の本 出版目録 地域福祉ガバナンスをつくる
https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/234

全国経営協 『社会福祉 HERO'S TOKYO 2020』プレゼンター募集

社会福祉の仕事は、クリエイティブで面白い。そんな思いを胸に、社会福祉の現場で様々な挑戦を実践している若手スタッフの声を、まだ社会福祉に触れたことのない人たちに伝えるイベント、それが「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」。

第3回目となる今年度は、コロナ禍の影響もあり、「オンライン」を活用し開催します。

「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」の開催にあたり、全国社会福祉法人経営者協議会では、プレゼンターを募集しています。

また、イベントの趣旨やプレゼンター選定までの流れなどを伝えるとともに、昨年開催した「社会福祉 HERO'S TOKYO 2019」に登壇した7名のヒーローがイベントのプレゼンターとして登壇することの魅力やメリットについて語る「オンライン説明会」（9月3日（木）15:00～16:30）を開催します。

『社会福祉 HERO'S TOKYO 2020』プレゼンター募集

【開催日】

令和3年2月中旬～3月中旬のいずれか1日で開催

【開催方法】

オンラインを活用したLIVE配信により開催

【ブロック代表制】

7つのブロック（※）に分け、各ブロックつき1名の代表（計7名）がプレゼンターとしてオンラインで登場し、ベストヒーロー賞（1名）をめざします。

（※）北海道・東北ブロック、北関東・信越ブロック、南関東・甲静ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック

【審査方法】

第1次審査（10月上旬）：エントリーシートによる選考

第2次審査（10月中旬）：オンライン審査会（zoomを使用し、面談を行います）

最終審査会（10月下旬）：有識者等による審査

【応募資格】

社会福祉の世界を変えたい！社会福祉の魅力をたくさんの人たちに伝えたい！という熱い思いを持つ、社会福祉法人に所属する20代～30代までの若手職員。

【応募方法】

下記2点を社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 事務局までメールまたはFAXにて送信ください。

- ① エントリーシート（下記URLからダウンロードできます）
- ② プロフィール写真

【応募締切】令和2年9月30日（水）

【問合せ先】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 事務局

（全国社会福祉法人経営者協議会事務局）

TEL:03-3581-7819 FAX:03-3581-7928

E-mail : shafuku-heros@shakyo.or.jp

社会福祉 HERO'S 社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター募集！

http://www.shafuku-heros.com/news/event2020_1/

社会福祉 HERO'S 【☆オンライン説明会開催☆】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター募集！

http://www.shafuku-heros.com/news/event2020_2/



中央共同募金会「令和2年度（第74回）赤い羽根共同募金運動 今年度もポスターモデルは桜井日奈子さん」

赤い羽根の中央共同募金会（会長 清家 篤）による、令和2年度（第74回）赤い羽根共同募金運動が、10月1日（木）からスタートします。

昨年度に続き、今年度も女優の桜井日奈子さんがポスターモデルとしてご出演されています。ポスターは、10月からの共同募金運動開始に向けて、全国各地の公共施設などに掲示されます。共同募金運動へのご協力をお願いいたします。

あなたは一人じゃない。

支える人がいて、支えられる人がいる。

「助け合う」という言葉は、とても温かい言葉だと思います。

そこには「人」がいて、「人」がいる。

けっして一人じゃない。一人にさせない。

「困ったときはお互いさま」の精神から始まった赤い羽根の募金活動。

世の中の、誰もがしんどい今こそ、そのチカラを発揮するときです。

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金

中央共同募金会 令和2年度(第74回)赤い羽根共同募金運動 今年度もポスターモデルは桜井日奈子さん

<https://www.akaihane.or.jp/news/bokin/13585/>